

# 「建設業法違反事例等について」

---

- 1 監督処分件数 (R1年～R5年)
- 2 主な違反行為の内容
- 3 適正な施工管理等にあたって
- 4 岡山県収入証紙の廃止について

**岡山県土木部監理課建設業班**

**令和5年11月**

# 1 監督処分件数 (R1年～R5年)



建設業者が建設業法や関係する他法令に違反した場合、建設業法の監督処分の対象になります。岡山県が監督処分を行った主な違反の内容は次のとおりです。

主な違反の内容	R1	R2	R3	R4	R5(※)
建設業許可に係る虚偽申請	1	5	4	2	2
配置技術者違反		2	3	2	
労働安全衛生法違反	1	3	3		
廃棄物処理法違反			3	2	1
経営事項審査に係る虚偽申請	1			1	2
無許可営業			1	1	
施工体制台帳関係違反	1				
その他事案	1		3	1	1

※ R5年は10月末現在の件数です。

## 2 主な違反行為の内容



### ◆ 建設業許可に係る虚偽申請

特に役員等について、過去に変更があったにもかかわらず届出がないまま許可を申請している事案が多く見受けられます。

### ◆ 主任技術者等の配置義務違反

工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない工事にもかかわらず、営業所の専任技術者が配置されていたり、同期間に別工事に重複配置されている事案の他、営業所の専任技術者が遠方での工事に配置されている事案が多く見受けられます。

### ◆ 労働安全衛生法違反

役職員が労働安全衛生法により刑に処された場合は監督処分を行うこととなります。刑を受けた事実については、労働局から監督行政庁に通報が届くこととなっています。

### ◆ 廃棄物処理法違反

建設業の業務に関して、野焼き、不法投棄などを行い、役職員が廃棄物処理法により刑に処された場合は、監督処分の対象となります。

### 3 適正な施工管理等にあたって

- ・ 監督処分を受けた場合、その内容は公表され、事業者の社会的な信用が損なわれ、また、入札参加資格を有していた場合、指名停止措置を受けることとなり、営業にも大きなダメージを受けることにつながりかねません。
- ・ 監督処分に至らないまでも、標識の未掲示や書面によらない契約締結などは、日頃から通報や相談が多く寄せられているところです。

**建設業の適正な施工管理等にあたっては、建設業法をはじめ関係法令をよく理解した上での法令遵守が求められています。**

**もし、建設業法における違反等が確認された場合は、監理課建設業班や駆け込みホットラインまで連絡をお願いします。**

# 4 岡山県収入証紙の廃止について



- ◆ 証紙廃止に伴い、令和5年10月1日から手数料の支払い方法が変更となりました。
- ◆ 建設業許可、経営事項審査等の申請や建設業許可等の証明に係る手数料は、収納専用窓口での支払に変更となります。

- ① 申請内容に対応する「岡山県手数料等（POS）納付連絡票」を監理課ホームページから印刷し、収納専用窓口を持参の上、手数料を支払ってください。
- ② 支払後、納付済証を受け取り、申請書に貼付の上、申請内容に応じた申請先へ提出してください。

岡山県手数料等（POS）納付連絡票	
コード	29000001322
手続名称	〇〇〇〇申請（△△）
種別	〇〇〇〇申請（△△）
単価	50,000
数量	1
金額	50,000

■手数料等の納付の流れ  
①この用紙は、申請等の内容に合わせた手数料等を納付いただくためのPOSレジ用のバーコードを付設した「岡山県手数料等（POS）納付連絡票」です。  
②本通知書を受領専用窓口にて持参の上、手数料等を納付いただきますようお願いいたします。  
③収納専用窓口で手数料等を納付されましたら、納付済証（シールラベル）を受け取り、申請書等に貼付の上、申請書類を担当課へご提出いただきますようお願いいたします。



©岡山県「ももっち」

岡山県 納付済証	
岡山県庁 収納事務受託者 ***** 再発行はできません。 2023年10月2日(月) 9:00 S:00000013223 〇〇〇〇申請（△△）	
合計	¥50,000-
現金	¥50,000-
No.000-00000-00-0000	



- ◆ 申請受付後に取下げや不許可となった場合、手数料の返金はありません。
- ◆ 詳細については、監理課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/page/867915.html>) を御確認ください。